

○山口ふれあい館設置及び管理条例施行規則

平成30年3月27日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口ふれあい館設置及び管理条例（平成17年山口市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第10条第1項の規定により山口ふれあい館（以下「館」という。）の利用許可を受けようとするものは、山口ふれあい館利用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。館の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 利用許可申請書は、指定管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、利用しようとする日の属する月前2か月から受理することができる。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、館の利用を許可したときは、山口ふれあい館利用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 館を個人で利用しようとする者は、あらかじめ利用料金を納め利用券の交付を受けることにより、前条第1項及び前項の手續に代えるものとする。

3 利用者は、館を利用するときは、利用許可書（第13条の規定により施設予約システム（山口市の設置する公の施設における利用の許可の申請等

の管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する情報処理システムをいう。同条において同じ。) から作成された利用許可書を含む。第5条及び第6条第2項において同じ。) 又は利用券を携帯し、指定管理者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用時間)

第4条 利用者が館を利用する時間(次項において「利用時間」という。)

は、本来の目的に要する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

2 利用者は、許可を受けないで、利用時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用を開始することはできない。

(利用の中止)

第5条 利用者は、館の利用を中止しようとするときは、山口ふれあい館利用許可取消願(様式第3号)に利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(特別な設備)

第6条 利用者は、条例第17条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書にその旨を表示して行う。

(遵守事項)

第7条 利用者又は館に入館しようとする者若しくは入館した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

(2) 館内を不潔にしないこと。

- (3) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 飲酒して入浴しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反する者又は違反することが明らかな者に対して、遵守事項を守るよう指導しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による指導に従わないものに対しては、館への入館を拒絶し、又は退去を命ずるものとする。

(責任者の設置)

第8条 指定管理者は、利用者が館を利用している間における館内の秩序を保持するため、利用者に対し、責任者を置くよう命ずることができる。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 利用者は、館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに山口ふれあい館損傷・滅失届（様式第4号）により届け出て、指定管理者の指示を受けなければならない。

(利用の終了)

第10条 利用者は、館の利用を終えたときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(軽食喫茶室の経営)

第11条 条例第22条第1項の規定により軽食喫茶室を経営しようとするもの（以下「経営者」という。）は、軽食喫茶経営許可申請書（様式第5号）を山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 経営者は、条例第22条第3項において準用する条例第17条の規定に

より館に特別な設備を設置し、又は館の施設若しくは附属設備に変更を加えようとするときは、その内容を記載した仕様書を前項に規定する申請書に添付しなければならない。

- 3 教育委員会は、条例第22条第1項の規定により経営の許可をしたときは、軽食喫茶経営許可書（様式第6号）を交付するものとする。

（原状回復の義務）

第12条 経営者は、軽食喫茶室の経営を終えるとき、又は条例第22条第3項の規定において準用する条例第12条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は附属設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（利用の申請及び許可の特例）

第13条 第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、館の利用許可の申請（許可された事項を変更しようとする場合を含む。）及び利用の許可に係る手続等については、施設予約システムを用いて行うことができる。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、山口ふれあい館設置及び管理条例施

行規則（平成２２年山口市規則第８９号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

山口ふれあい館利用(変更)許可申請書

申請日 年 月 日

(宛先)山口ふれあい館指定管理者

申請者 住所
団体名
代表者
連絡先 () ー

次のとおり利用(変更)したいので、許可されるよう申請します。

		交付番号		第 号	
利用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで				
利用する施設(部屋)名	<input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ				
利用目的(詳しく)					
利用人数	人		冷暖房の利用	有・無	
当日責任者	住所 氏名		電話 () ー		
利用料金の減免申請(予定を含む。)	有・無	備考			
利用料金	規定の額	基本利用料金 円	冷暖房利用 料金 円	施設器具 利用料金 円	小計 円
	減免額	山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 第1号該当・第2号該当・第3号該当・該当無し			円
	合計額	(①-②)			
利用の条件					

- 注 1 太枠内は、記入しないこと。
2 ボールペンで丁寧に記入すること。
3 利用期間には、準備、原状回復等に要する時間も含むこと。

領収番号 号

様式第2号(第3条関係)

山口ふれあい館利用(変更)許可書

申請日 年 月 日

申請者 住所
団体名
代表者
連絡先 () ー

交付番号 第 号

利用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで	
利用する施設 (部屋)名	<input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ	
利用目的 (詳しく)		
利用人数	人	冷暖房の利用 有・無
当日責任者	住所 氏名 電話 () ー	
利用料金の減 免申請(予定を 含む。)	有・無	備考
利用 料金	規定の額	基本利用料金 円 冷暖房利用 料金 円 施設器具 利用料金 円 小計 円
	減 免 額	山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 第1号該当・第2号該当・第3号該当・該当無し 円
	合 計 額	(①-②) 円
利用の条件		

上記のとおり利用(変更)することを許可します。

年 月 日

山口ふれあい館指定管理者 (印)

様式第3号(第5条関係)

山口ふれあい館利用許可取消願

年 月 日

(宛先)山口ふれあい館指定管理者

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先 () ー

次のとおり、利用許可の取消しを願います。

許 可 年 月 日	年 月 日 ()	交付番号	第 号
利 用 期 間	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分 時 分	分から 分まで
利用施設(部屋)名	<input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ		
取り消そうとする理由			
既納利用料金	円		

様式第4号(第9条関係)

山口ふれあい館損傷・滅失届

年 月 日

(宛先)山口ふれあい館指定管理者

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先 () —

次のとおり損傷又は滅失しましたので届け出ます。

つきましては、山口ふれあい館設置及び管理条例第21条の規定に基づき、御指示の方法により賠償いたします。

許 可 年 月 日	年 月 日 ()	交付番号	第 号
利 用 期 間	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分 時 分	分 分
利用施設(部屋)名	<input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ		
損傷箇所又は滅失物 件			
損傷・滅失の理由			
当 日 責 任 者	住所 氏名	電話 ()	—
指定管理者の意見			

- 注 1 太枠内は記入しないこと。
2 ボールペンで丁寧に記入すること。

様式第5号(第11条関係)

軽食喫茶経営許可申請書

経営者	住 所				
	団体の名称				
	代表者氏名				
利 用 目 的		従業員数			
経 営 の 方 法					
営 業 内 容					
利用を希望する 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
利用したい設備 器 具					
上記のとおり山口ふれあい館軽食喫茶室を経営したいので、許可くださるよう申請します。					
年 月 日					
(宛先)山口市教育委員会教育長					
				申請責任者	㊟
利 用 料 金		年 月 日納入			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第	号	
備 考					

- 注 1 太枠内は、記入しないこと。
2 ボールペンで丁寧に記入すること。

様式第6号(第11条関係)

軽食喫茶経営許可書

許可番号 _____

経営者	住 所			
	団体の名称			
	代表者氏名			
利 用 目 的		従業員数		
経 営 の 方 法				
営 業 内 容				
利 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
許 可 条 件				
<p>年 月 日付で申請のあった山口ふれあい館軽食喫茶室の経営については、上記のとおり条件を付して許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>山口市教育委員会教育長 </p>				
利 用 料 金		納入期限	年 月 日	
備 考				